

修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について

令和6年4月

契約内容の適正な履行と健全な競争を確保するために、修繕・点検等業務委託を最低制限価格の対象とし、**最低制限価格は予定価格の7.5/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『業務に伴い最低限必要な費用（P）』として運用することとする。**

但し、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7.5/10を下回る時は7.5/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとする。

最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

なお、物品・役務として発注する案件は対象としないものとする。

業務に伴い最低限必要な費用＝P

【区 分】

① 建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの

$$P = (\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75) \times 1.10$$

但し、機械・電気等の点検整備業務については、別紙により各費目を区分し算出するものとする。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

※算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※業務に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

「P算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

② 測量業務の積算基準により予定価格を算定するもの

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$$

但し 諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

③ 設計業務の積算基準により予定価格を算定するもの

③－1 設計業務（積算に技術経費の項目を計上しない場合）の積算基準により予定価格を算定するもの

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$$

③－2 設計業務（積算に技術経費の項目を計上する場合）の積算基準により予定価格を算定するもの

$$P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$$

但し 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

この運用基準は平成23年2月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成23年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成23年11月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成25年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成26年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成28年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成29年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は平成31年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は令和元年10月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。
この運用基準は令和4年7月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。

この運用基準は令和6年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。

(別紙)

